

八幡市生活情報 センターだより

令和5年11・12月

第61号



マスコットキャラクター
クーリン君

住宅用火災警報器の点検を！

警報器の寿命は 10 年が目安です



国民生活センター「くらしの危険」No.347 より

住宅用火災警報器は、消防法により設置が義務付けられています。住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者数と損害額は半減、焼損床面積は6割減（消防庁）となっています。住宅用火災警報器は常にセンサーが作動しています。故障や電池切れをしていないか、定期的に点検し、10年を目安に本体を交換しましょう。

<住宅用火災警報器 Q&A（詳しくは、消防庁ホームページをご覧ください。）>

●住宅用火災警報器の設置場所は？

基本的には寝室と寝室がある階の階段上部です。八幡市では条例により台所にも設置義務があります。詳しくは八幡市消防本部 ☎075-981-0304 または市ホームページにて。

●どこで買えるの？

ホームセンターや電器店などで購入できます。悪質な訪問販売にご注意ください。

●設置しないと罰せられる？

罰則はありません。しかし、火災から命を守るため設置と点検を行いましょう。



消防庁住宅用
火災警報器
Q&A

困ったときはすぐ相談！
消費者ホットライン(局番なし)

い

1

や

8

や

8

土日祝日も相談できます
(10時～16時)

八幡市生活情報センター
☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30

月～金曜日（年末年始・祝休日除く）
〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51 棟

消火器の悪質な訪問販売に注意！

一般の住宅には、消火器の設置義務も、点検の決まりも、ありません



- 「消火器の交換時期だ」、「消火器の点検をする」などと言われて、高額な消火器を契約させられるトラブルが発生しています。すぐに契約する必要はありません。
- 訪問販売で消火器を契約した場合は、クーリング・オフ（8日以内）の対象になります。ご相談ください。
- 消火器は、ホームセンターなどの店で購入でき、多くの場合、購入本数に応じて古い消火器を無料で引き取ってもらえます（一部除外品あり）。
- 消火器の設置や交換は自分でよく考えて行いましょう。

●古い消火器を処分したいときは？

- ①ホームセンターなどで新しい物を購入したときに古い物を引き取ってもらう。
- ②リサイクルシールが貼られた物（2010以降に製造）は、指定取引場所（QRコードから検索できます）へ持ち込めば無料。
- ③八幡市役所別館環境事務所へ持ち込む（手数料1本1000円）一部除外品あり。



消火器リサイクル
推進センター



注文する前に、トラブル情報をチェック！

～国民生活センターから情報発信中～



LINE

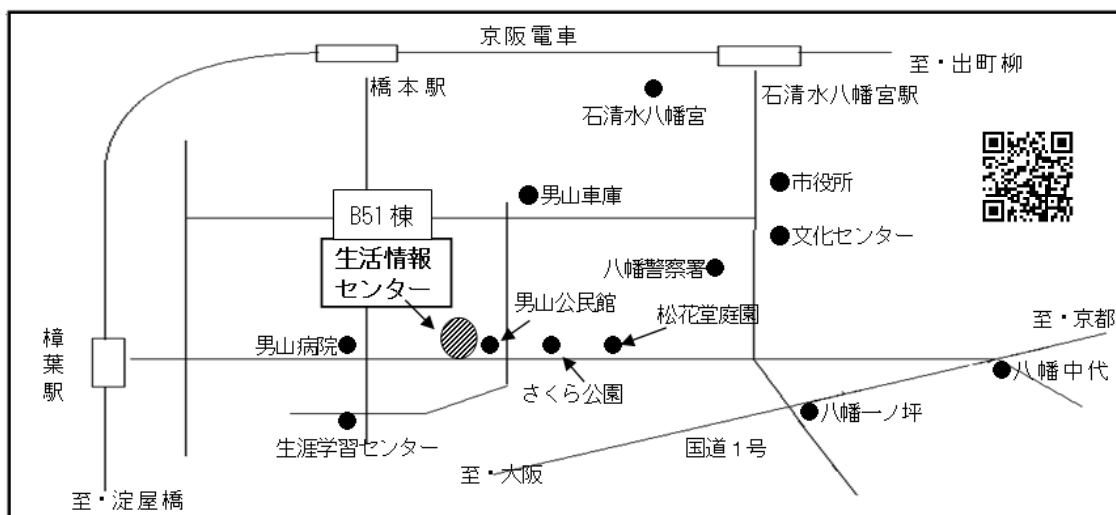


Facebook

消費者トラブルFAQ（よくある質問）



国民生活センターは、法律によってつくられた消費者庁所轄の独立行政法人です。消費生活センター等が行う相談業務を支援するとともに、裁判外紛争手続き（ADR）や相談解決のための商品テストなどを行っています。



京阪電車「樟葉駅」または「石清水八幡宮駅」からバスで「中央センター前」下車徒歩1分
〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟 TEL (075) 983-8400
相談受付時間 9:00～12:00、13:00～16:30（月～金曜日）（年末年始・祝休日除く）